

令和8年度 保育所・認定こども園入所に関する確認票（同意書）【保護者保管用】

※以下の確認事項をよくお読みのうえ、裏面にご署名ください。

確 認 事 項	
1	入所に必要な書類は、締切日までに必ず提出してください。 提出がない場合は、保育所・認定こども園へ入所できない場合があります。 菊池市内の保育所に入所するには、菊池市に住民票がある必要があります。（※住民票の基準日は、入所希望月の1日時点です。）
2	申込後または保育所・認定こども園入所後に、就労（退職・転職）等の状況に変更が生じた場合は、1ヶ月以内に市役所または保育所・認定こども園へ「就労証明書」または「求職活動専念申立書」などの保育が必要な証明書を提出してください。提出がない場合は、その時点で退所となります。 なお、入所要件の就労時間等は、原則として月64時間以上（「11時間保育/日」を受けるには120時間以上、それ未満は「8時間保育/日」）になります。申請内容が事実と異なる場合は、入所決定を取り消すことがあります。きょうだいで入所の場合、原則として保育時間は統一となります。 また、申込後または保育所・認定こども園入所後に、世帯の状況（障害者手帳をお持ちの祖父等が転居した場合等）に変更が生じた場合は、申し出てください。申し出がなく、事実が分かった場合は、状況が変更した翌月まで保育料をさかのぼって徴収させていただきます場合があります。
3	求職中の場合は、求職活動期間内（3ヶ月以内）に就労しなければ、原則退所となります。 就労先が決まり次第、「就労証明書」をご提出ください。※原則「保育短時間」となります。
4	1歳未満のきょうだいを家庭で保育するために上の子どもを保育所・認定こども園へ入所させる場合は、下の子どもが1歳に到達した月末までの入所となります。※原則「保育短時間」となります。 ただし、下の子どもが1歳になった翌月から、保護者が就労を始めるなどの理由により保育が必要であり、かつ下の子どもも教育・保育施設に入所をする場合は入所期間が延長になります。（特別な理由がある場合は、担当課へご相談ください。）

5	保育所・認定こども園を退所する場合は、原則として退所を希望する日の2週間前までに「保育所退所届」を市役所へご提出ください。保育料・認定こども園は、月途中で退所の場合も、1ヶ月単位となっておりますので日割計算されません。やむを得ず休園した場合または自己の都合により登園できなかった場合も、日割計算されません。
6	市外へ転出される場合は、菊池市民としての入所は、転出した日の月末までとなります。転出が決まりましたら、すぐに市役所担当課にて手続きをお願いします。なお、継続して菊池市内の保育所・認定こども園へ入所希望の場合は、転出先の市町村で手続きが必要です。手続きには時間がかかりますので早めにご連絡ください。（ただし、場合によっては入所できないこともあります。）
7	保育料算定のために必要な資料は、市役所から提出を求められた場合、必ず提出して下さい。 算定資料の提出がない場合または未申告の場合は保育料が最高額となります。
8	【保育所入所の方】 保育所入所決定後、保育料は納期限内にお支払いください。保育料未納が2ヶ月以上になった場合には、入所期間が短くなります。きょうだいも含め、すでに3ヶ月以上保育料未納がある場合は、入所月から3ヵ月間の短期入所とします。 なお、保育料未納が3ヶ月以上になった場合は、児童手当で支給される手当額を保育料として徴収する「児童手当特別徴収」となる場合があります。また、何らかの事情で保育料を納められない方は、分割納付などの相談に応じますので、早めに担当課までご連絡ください。 【認定こども園入所の方】 認定こども園についても同様の取り扱いをさせていただく場合があります。